

令和3年第3回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和3年3月18日(木) 午後1時30分～午後2時27分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 502会議室
- 3 出席委員等
教育長 玉川 良雄
委員 江口 雄二
委員 篠原 照男
委員 白木 正博
委員 林 哲人
委員 木佐谷 真理子
- 4 会議に出席した事務局職員
教育部長 小田 修
教育次長 河村 貴子
学校教育課長 世木 尚
学校給食課長 池田 千帆
生涯学習振興課長 片山 康秀
図書館長 長弘 純子
- 5 会議の書記 教育総務課長補佐 引頭 康行
- 6 会議録の署名委員 江口 雄二 木佐谷 真理子
- 7 会議の傍聴人 0人
- 8 会議に付した議題
 - (1) 議案第3号 下松市教育委員規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則について
 - (2) 議案第4号 下松市教育委員訓令に規定する申請書等の押印の特例に関する規程について
 - (3) 議案第5号 下松市教育委員要綱に規定する申請書等の押印の特例に関する要綱について
 - (4) 議案第6号 下松市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
 - (5) 議案第7号 下松市学校施設長寿命化計画の一部改訂について
 - (6) 議案第8号 下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
 - (7) 議案第9号 下松市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
 - (8) 議案第10号 下松市立小中学校共同実施組織の運営等に関する規程の一部を改正する訓令について
 - (9) 議案第11号 下松市立小学校給食センター運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱について
 - (10) 議案第12号 下松市立中学校給食センター運営委員会要綱の一部を改正する要綱について
 - (11) 報告第8号 下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱について
 - (12) 報告第9号 下松市立小学校給食センター調理等業務プロポーザル結果について
- 9 会議の付議の顛末

○教育長 令和2年度最後の定例会となります。お忙しい中お集りいただきまして誠にありがとう

ございます。

それでは、まず、最初に、議事録署名委員を指名したいと思います。本日の会議は、江口委員、木佐谷委員、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事のほうに入りたいと思います。

本日は、12件議事がございます。議案が3号から12号まで、報告が8号、9号というふうになっております。

- (1) 議案第3号 下松市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則について
- (2) 議案第4号 下松市教育委員会訓令に規定する申請書等の押印の特例に関する規程について
- (3) 議案第5号 下松市教育委員会要綱に規定する申請書等の押印の特例に関する要綱について

○教育長 議案の3号から5号までは一括審議ということでさせていただきたいと思います。

ちょっと読み上げませんが、議案第3号から第5号までについて、一括して説明をお願いいたします。河村教育次長。

○教育次長 議案第3号、下松市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則について、議案第4号、下松市教育委員会訓令に規定する申請書等の押印の特例に関する規程について、議案第5号、下松市教育委員会要綱に規定する申請書等の押印の特例に関する要綱について、一括してご説明いたします。

4ページ、議案の参考を御覧ください。

まず、1番、制定の理由につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、テレワークやデジタル時代によって、書面主義、押印原則、対面主義等の制度や慣行の見直しが必要となってきております。本市におきましては、11月に国から示された留意事項も踏まえて、市が所管する行政手続を対象に押印の実態調査を行いました。その調査結果に基づき、市民等の利便性の向上及び行政手続の簡素化等を図る観点から、市が独自に見直すことができるものについては、原則押印を見直すという方針が示されております。

市長部局所管の手続については、本年4月から押印原則が廃止されることから、併せて教育委員会の規則、訓令、要綱の改正を行うものです。

規則等の内容につきましては、まず、第1条で規則等の目的を規定しております。それから、第2条で、規則等で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについて押印を要しないということを定めております。なお、教育長が別に定めるものについては、別途教育長決裁の上、市長部局所管のものと併せて、ホームページ上で公開する予定としております。

施行期日は、令和3年4月1日です。

その他、記載のとおり、個別の規則等については、令和3年度中にそれぞれ改正する予定です。

なお、これら規則、訓令、要綱により押印を廃止する書類については、5ページから7ページに記載しておりますが、このお渡ししております表にちょっと訂正が見つかりました。一部市長部局のものが混じってございましたので、今日お手元のほうに新たに申請書一覧というのをお出ししております。こちらのそれぞれの書類が押印廃止ということになります。

議案第3号、議案第4号、議案第5号の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 申請書に関する教育委員会関係の規則と規定と要綱に合わすということで、手続が簡素化になるということで、非常に喜ばれるような内容じゃないかなというふうに思いますが、質疑がありましたら挙手をお願いいたします。白木委員。

○委員 これらの様式などで、押印がまだ残ったものは何かあるのですか。あらゆる様式のもの全部なくしてしまったのか、まだ押印が必要であるという、何かこういう様式があるのですか。

○教育長 河村次長。

- 教育次長** 様式を確認しまして、やはりまだ押印が必要であると判断したものについては残しています。
- 委員** 残すということですね。それと、これとは関係ないのですが、内部の例えば起案文書とかいうものもみな廃止になるのですか。
- 教育長** 河村次長。
- 教育次長** 内部の文書等についても、いずれはそういう方向で検討することになると思いますが、今回につきましては、申請書等ということになると思います。
- 教育長** 庁内で電子決裁化に向けた動きとかあるのですか。河村次長。
- 教育次長** 将来的には電子決裁システムの導入も検討されるというふうに聞いております。
- 教育長** ありがとうございます。そのほかございますか。（「なし」と言う者あり。）それでは、ないようですので、採決したいと思います。異議がある方はいらっしゃいますか。（「なし」と言う者あり。）異議なしと認めます。本議案3号、4号、5号につきましては、可決ということでもよろしく願いいたします。

(4) 議案第6号 下松市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

- 教育長** 続きまして、議案第6号について審議したいと思います。
下松市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、担当のほうで説明をお願いいたします。河村次長。
- 教育次長** 議案第6号、下松市教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。
本規則は、行政手続を見直し、教育委員会会議の議事録作成における捺印等を要しないものとするよう規則の改正を行うものです。
9ページを御覧ください。
第23条では、請願の手続において、署名、捺印を規定しておりましたが、これを不要とするもの、また、第27条では、議事録への署名、捺印を規定しておりましたが、これを署名のみとするものです。
本規則は、令和3年4月1日から施行いたしますので、4月以降に作成する議事録について捺印は不要となります。
以上、議案第6号についてご説明いたしました。よろしく願いいたします。
- 教育長** ただいまの説明につきまして、質問のある方は挙手をお願いいたします。
- 委員** 質問じゃないので確認ですけど、今まで僕が署名してハンコを押していた形ですけど、それをもうハンコは使わないということですか。
- 教育長** 河村次長。
- 教育次長** 今後捺印というのが必要なくなりますので、そのようにご理解いただけたらと思います。
- 教育長** これ会議規則で捺印が必要でなくなるのは、この23条、27条関係だけで、ほかに何かあるのですか、必要となるものは。河村次長。
- 教育次長** ほかに規定されたものはございません。
- 教育長** 全てなくなるということですね。ありがとうございます。
その他ございますか。（「なし」と言う者あり。）それでは、これにつきまして、異議がないということでもよろしいですか。（「はい」と言う者あり。）それでは、可決ということで、次にまいりたいと思います。

(5) 議案第7号 下松市学校施設長寿命化計画の一部改訂について

- 教育長** 議案第7号、下松市学校施設長寿命化計画の一部改訂について、審議したいと思います。

担当のほうで説明をお願いいたします。河村次長。

○**教育次長** 議案第7号、下松市学校施設長寿命化計画の一部改訂について、ご説明いたします。

下松市学校施設長寿命化計画は、令和2年3月に教育委員会定例会で議決を経て策定したものです。冊子の18ページに第1期実施計画を定めておりますが、老朽化の進行状況や他の工事との調整により計画に変更が生じたので、11ページ、別紙のとおり改訂するものです。

なお、当初計画からの変更点につきましては、12ページの議案の参考を御覧ください。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○**教育長** 長寿命化計画の一部改訂ということで審議したいと思います。質問のある方はお願いいたします。白木委員。

○**委員** これを見ますと、ほとんどみな延びたということですよ。後ろにずれこんだということですよ。

○**教育長** 河村次長。

○**教育次長** 先ほど申し上げたように、全部が全部というわけではありませんけれども、他の工事との調整により、あるいは予算の関係により後ろにずれたということです。

○**委員** それと、これ見ますと、維持管理的なものが多いのですが、補助金とかいうのはほとんど関係ないということですよ。

○**教育長** 河村次長。

○**教育次長** 補助金につきましては、県を通じて申請をするわけですが、もちろん頂けるものについては、積極的に補助を頂けるように動いております。ですから、逆に補助金が頂けたから前倒しになったようなものもございまして、東陽小学校のトイレ、第1校舎のトイレにつきましては、一部前倒しして令和3年度から工事にかかることになっております。

○**教育長** そのほかございますか。ちょっと聞いていいですか、令和3年の久保小学校、防水塗装ですが、これバツェンになっていて、これは行う予定はないということですか。河村次長。

○**教育次長** 久保小学校の防水塗装につきましては、当初、令和3年に予定しておりましたが、令和2年度に、そのための調査を行いました結果、これは必要ないというふうに判断いたしました。

○**教育長** ありがとうございます。そのほかございますか。林委員。

○**委員** セミナーハウスの屋上の防水なんですけど、あれもできてから相当たつのではないかと思うのですが、私が勤務している間に、部分的に2か所天井が落ちたことがあるのですが、だから、防水工事は大分やられたと思うのですが、何かどっかうまくいかないのかなというのちょっとあるので、ある程度ちょっと徹底してやるか、あるいは大分、何回も市役所の建築課に来ていただいて、実際にも見ていただいたし、大分あったのですが、危険が伴いますので、できればぜひお願いしたいなど。

○**教育長** 河村次長。

○**教育次長** セミナーハウスの屋上防水につきましては、委員さんご指摘のとおり、以前から雨漏り等繰り返しておまして、おっしゃったその天井が落ちたりしたのは、その都度修繕をしてきております。ただ、そういうその都度の修繕ではもう対応し切れないということで、令和3年度に1,800万円かけまして、全体の防水工事を行う予定にしております。

○**委員** 分かりました。

○**教育長** 江口委員。

○**委員** この中で長寿命化、トレイと書いてありますが、トイレというのはみな洋式化ということになるのですか、トイレは。

○**教育長** 河村次長。

○**教育次長** おっしゃるとおり、トイレと書いてありますのは、洋式化と乾式化、ウエットからドライ式に、全体的にきれいにしていきます。

○**委員** それはありがたいですね。それから、もう一ついいですか。

○**教育長** どうぞ。

○**委員** 令和7年、8年あたりに長寿命化と書いてありますが、これは具体的にはまだ分かっていないということで、長寿命化というのはどういった意味ですか。

○**教育長** 河村次長。

- 教育次長** これにつきましては、事前に調査をしまして、長寿命化のために必要な手を打つという事で、具体的に何をどうするのかというのは
- 委員** まだ決まっていない。
- 教育次長** はい。
- 委員** 分かりました。
- 教育長** 木佐谷委員。
- 委員** 東陽小学校の屋内運動場もとりあえず必要ないというふうに、バツテンなのですか。
- 教育長** 河村次長。
- 教育次長** 令和5年度に予定されておりました東陽小屋内運動場のこの照明でございますが、これにつきましては、確認いたしましたところ、既にLED化が済んでおりましたので削除いたしました。
- 委員** ありがとうございます。
- 教育長** そのほかございますか。
- 委員** 細かいのですが、東陽小学校の屋内運動場、雨漏りってありますね。これ現在も雨漏りしていると思うのですが、早急に直さなくてよろしいでしょうか。
- 教育長** 河村次長。
- 教育次長** そうですね。東陽小学校の屋内運動場の雨漏りについては、応急的な手当てはしておりますので、令和3年度に予算を取って改修するというところでございます。
- 委員** かなり大きいとこ、あるいは箇所が多いのですか、雨漏りの。あるいは上の防水が悪かったかな。
- 教育長** 河村次長。
- 教育次長** 何か所ぐらいというのは具体的にはちょっと今資料を持っておりません。
- 委員** 子供たちには大丈夫、応急で今のところは。
- 教育次長** はい。
- 教育長** よろしいですか。（「はい」と言う者あり。）そのほかよろしいですか。（「なし」と言う者あり。）長寿命化に向けて、個別に課題がたくさん学校ごとにあると思いますが、計画的に進めていきたいと思っております。この議案について異議はございますか。よろしいですか。（「はい」と言う者あり。）では異議なしということで可決したいと思っております。

（6）議案第8号 下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

- 教育長** 続きまして、議案第8号、下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。世木学校教育課長。
- 学校教育課長** 議題資料の13ページになります。議案第8号、下松市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、提案説明をいたします。
これは、住居の新築に伴い当該地区を学区に追加規定するものであります。末武中、公集小校区の中央町2番1号を追加しております。ご審議をお願いいたします。
- 教育長** それでは、審議に入りたいと思っております。通学区域の変更についてですが、質問等ある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。（「はい」と言う者あり。）それでは、異議なしということで可決したいと思っております。

（7）議案第9号 下松市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

- 教育長** 続きまして、議案第9号に入ります。下松市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について審議したいと思っております。説明をお願いいたします。世木学校教育課長。

○**学校教育課長** それでは、議案第9号、下松市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、提案説明をいたします。

議題の資料は14ページで、あと別添で、上にはじめに書いてある2枚物をお配りしておりますので、こちらを使ってご説明をさせていただければと思います。

これは、1年単位の変形労働時間制に関し、国がこの制度を令和3年4月1日から適用できるように法整備を既に行っており、これに準じて、山口県条例も改正される見込みです。これに伴い、本市においても規則の整備を図るものであります。

別途配付した資料の1枚目を御覧ください。これは、文科省が作成したリーフレットの一部であります。

1枚目の裏を御覧ください。

1年単位の変形労働時間制とは、公立学校の教育職員について、1か月を超え1年以内の期間を平均して1週間当たりの正規の勤務時間が38時間45分となること等を条件として、業務の繁忙に応じ勤務時間を配分することを認める制度です。この制度は、長期休業期間等において、休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用することとなっております。

これ以外にも適用するに当たっての前提条件が幾つか示されております。中でも、資料の1枚目の裏の半分から下にあります④を御覧ください。

そもそも時間外在校総時間が基準を超える学校では適用することは困難であり、県内でも多くの学校が現時点ではこの条件をクリアできていないと考えられます。

したがって、業務改善のための一つの選択肢として法整備はするが、勤務環境が改善されるまでは適用は当面見合わせたいと考えております。

ご審議をお願いいたします。

○**教育長** 教職員の長期勤務を、超過勤務といいますか、リフレッシュ、教職員の福祉向上に資するような制度の導入について、制度を整備するという提案でございます。審議したいと思います。まず質問がある方は挙手をお願いいたします。白木委員。

○**委員** ちょっととんちんかんかも分かりませんが、具体的にどんなケースが考えられるのですか。

○**教育長** 世木課長。

○**学校教育課長** 例えば、業務が忙しくなる4月、5月頃には、通常勤務時間は1日7時間45分なのですが、例えば15分や30分ずつ勤務時間を延長させる。その延長した分を夏休みにまとめてもって行って、1日丸々休みをつくるという、そういう形になろうかと思います。

○**教育長** そのほかございますか。では確認ですけど、先ほど説明の中にもありましたが、この制度は、法整備はするけれども、現状適用できるような労働環境にないので、その労働環境が改善されるまでは見送るというふうに考えていいのですか。世木課長。

○**学校教育課長** そのとおりであります。

○**委員** そうしたら、これはこの新旧対照表である程度のこういう規程が改正されたわけですけども、この適用はないということですか。

○**教育長** 世木課長。

○**学校教育課長** そうですね。選択的にできるように法整備をするということになります。ですから、この法整備をすることによって、前提条件が満たされると判断された場合には、この制度を適用することができるということになります。

○**委員** 使おうと思えば、使えるようにこれを整備しておきますよということですね。

○**教育長** これ現状、勤務時間の上限を超える教員が多いという実態があるということですね。それを改善していくのが大切ですね。世木課長。

○**学校教育課長** 本来は、この学校単位でなくても、例えば学校の中に時間外の時間が少ない教員と多い教員が仮にいて、その少ない教員は前提条件を満たしているの、この制度を活用することが法律上はできるのですが、ただし、同じ学校の中で適用できる人とできない人がいるというのはあまり好ましくないという考え方をしています。

したがって、実際にこれを適用するのであれば、学校長が学校全体の状況を判断した上で適用するかどうかを決める。しかも、校長先生が独断で決められるのではなく、必ず教育委員会のほ

うに相談の上で協議してくださいということをお願いしております。

○**教育長** 1つ聞いていいですか。これは、校長先生には説明済みと思いますが、学校の教職員、教員に対しての説明というのはもう済んでいるのですか、現時点で。世木課長。

○**学校教育課長** まだこの法改正は、今日審議をした後にこの法整備をしましたということは学校にお知らせをしますので、それ以降、校長から教職員に対して、こういう制度があるけれども、現時点では適用できる状況にはないということを説明していただくようになろうかと思えます。

○**教育長** そのほかよろしいですか。（「なし」と言う者あり。）それでは、採決したいと思いますが、議案第9号につきまして異議がある方はいらっしゃいますか。（「なし」と言う者あり。）よろしいですか。では異議なしと認めます。議案第9号は可決ということによりお願いいたします。

(8) 議案第10号 下松市立小中学校共同実施組織の運営等に関する規程の一部を改正する訓令について

○**教育長** 続きまして、議案第10号、下松市立小中学校共同実施組織の運営等に関する規程の一部を改正する訓令について議題としたいと思います。

説明をお願いいたします。世木学校教育課長。

○**学校教育課長** 議題資料の17ページです。

議案第10号、下松市立小中学校共同実施組織の運営等に関する規程の一部を改正する訓令について、提案説明をいたします。

これは、学校事務職員の学校運営への期待的、積極的な参画を促し、学校運営の一層の充実と活性化を図るため、小中学校事務職員の職務を明確化する標準的職務内容例の見直しを県教委が行いました。これに合わせて、本市の標準的職務内容例も見直し、それに関係する規程を整備したものであります。

別添で配付しております、先ほどの2枚物の2枚目を御覧ください。

こちらの資料の2枚目の表が標準的職務内容例の新しいもので、裏側がこれまでのものでございます。これまでの標準的職務内容例との大きな違いは、他の教職員との適切な業務の連携分担ごと、その専門性を生かして参画する職務として、企画運営会議等や学校行事運営への参画、そして、コミスクの取組への参画など、学校運営に関する職務をこれまで以上に詳しく、また、幅広く明記しているという点でございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○**教育長** 審議したいと思います。質問ある方は挙手をお願いいたします。白木委員。

○**委員** この共同実施組織というのは書いてあるのですが、これはどういう組織なのですか。

○**教育長** 世木課長。

○**学校教育課長** 市内の小中学校の事務職員のその組織の中に、1名ほど事務の共同実施の運営責任者という方がいらっしゃいます。市内全体には事務長という方が1人いらっしゃいます。このお2人が協力して、各学校の事務に対する指導・助言を行って、市内全体の事務の平準化、統一化について取り組んでいるという組織になります。

○**教育長** これ組織表みたいなのがあったと思うのだけど、また後日準備してもらえるとありがたいと思うのですが。学校事務の共同実施の市内の組織一覧表みたいなの、分かりやすいのがあったと思うので、なかなか口頭では理解しにくいところがあるので、準備できますかね。

○**学校教育課長** ちょっと確認をしましょう。

○**教育長** できましたら、また配っていただいたらと思います。

そのほか。（「なし」と言う者あり。）よろしいですか。それでは、採決したいと思います。まず、異議のある方いらっしゃいますか。（「なし」と言う者あり。）異議なしと認めます。この議案第10号につきましては、可決といたします。

(9) 議案第11号 下松市立小学校給食センター運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱について

○**教育長** 続きまして、議案第11号、下松市立小学校給食センター運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱について議題としたいと思います。

提案者は説明をお願いいたします。池田学校給食課長。

○**学校給食課長** 資料は18ページになります。議案第11号、下松市立小学校給食センター運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱についてです。

必要な事項を別に定めるものが特に示されていなかったため、今回、教育委員会が定めることとするように改めるものです。

以上です。

○**教育長** では、質問のある方は挙手をお願いいたします。（「なし」と言う者あり。）よろしいですか。教育委員会が定めるということであります。それでは、異議なしということでも可決したいと思います。

(10) 議案第12号 下松市立中学校給食センター運営委員会要綱の一部を改正する要綱について

○**教育長** 続きまして、議案第12号、下松市立中学校給食センター運営委員会要綱の一部を改正する要綱について議題としたいと思います。

説明をお願いいたします。池田学校給食課長。

○**学校給食課長** 資料は19ページです。議案第12号、下松市立中学校給食センター運営委員会要綱の一部を改正する要綱についてです。

今回、公会計化していることと、当初から使っている運営委員会のこの要綱に食い違いがある部分を正すもので、運営委員会で給食費会計の管理を行うことがなくなっているため、役員及び事務の見直し等を行ったものです。

○**教育長** それでは、審議したいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。この要綱の改正につきましても、異議なしということでもよろしいですか。

（「はい」と言う者あり。）それでは、議案第12号は可決ということできたいと思います。議案は以上でございます。

(11) 報告第8号 下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱について

○**教育長** 続きまして、報告事案になります。報告第8号、下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱について議題といたします。

提案者は説明をお願いいたします。世木学校教育課長。

○**学校教育課長** 報告第8号、下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱について、報告をいたします。

これは、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく、保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領が改正されることに伴い、市の交付要綱の一部を改正するものであります。

算定要領の改正は、税制改正により所得が増えてしまう場合があり、これまでと支給レベルをそろえるために算定方法が変更されたものであります。

そこで、別記様式を改正後の算定要領に対応するように改めるとともに、併せて行政手続の押印原則の見直しに伴い押印欄を廃止しております。

報告は以上でございます。

○**教育長** 質問のある方は挙手をお願いいたします。白木委員。

- 委員 これによって有利、不利ということはまだないということですね。ないと同じということですね。
- 教育長 世木課長。
- 学校教育課長 そうですね。不利にならないように、これまでと同じレベルにそろえるために算定の仕方を変更するという事です。
- 教育長 そのほかございますか。（「なし」と言う者あり。）ないようですので、報告事項ですので、ご了承していただけたらと思います。

(12) 報告第9号 下松市立小学校給食センター調理等業務プロポーザル結果について

- 教育長 続きまして、報告第9号に入ります。下松市立小学校給食センター調理等業務プロポーザル結果について議題としたいと思います。
報告者は説明をお願いいたします。池田学校給食課長。
- 学校給食課長 資料は22ページです。報告第9号、下松市立小学校給食センター調理等業務公募型プロポーザルの審査結果についてです。
表にありますように、令和3年2月12日にプロポーザルを実施いたしました。選定業者は、株式会社東洋食品さんです。現在委託をしている業者さんが引き続き選定されました。
予算としましては、上限額としまして、5年間総額で5億という事業費になっておりますが、提案された予算では4億2,148万円、これは税抜き価格です。税込みで4億6,362万8,000円となりました。
プロポーザルでは、2つの業者が申し出をされていまして、事前の書類審査と直接提案資料を基にプレゼンテーションを行うというような形で行われました。評価としては、企業評価と技術力評価とコスト評価という3つに分けてそれぞれ審査した結果、このような結果となりました。
以上です。
- 教育長 質問のある方は挙手をお願いいたします。白木委員。
- 委員 この金額の中には、電気代とか水道代がみんな入っているということですか。包括的にやっているということですか。
- 教育長 池田課長。
- 学校給食課長 この委託に関しまして、役割分担というのが決まっております。電気代やガス代、水道料金等は市のほうの負担となっております。この委託料の中では、調理場内で使われる消耗品、洗剤であるとか、手袋、マスク等、そして、洗濯をされる洗剤等を受託業者のほうもつというふうに、仕様書で細かく分かれております。
- 委員 分かりました。
- 教育長 そのほかございますか。篠原委員。
- 委員 この業者さんのお仕事というのは、要は料理を作る基本的な下ごしらえからいろんなことを、手伝うというよりも、むしろその人たちがもうやってくれるという業者なのですか。
- 教育長 池田課長。
- 学校給食課長 この委託内容につきましては、調理等ということで、調理を主にやるのと、学校まで配送して、持って帰ってきて洗浄するまでを一手に引き受けてくれる業務内容というふうになっております。
- 教育長 そのほかございますか。江口委員。
- 委員 見積り金額、大体均一かと思ったら、6年度、7年度が少し上がっているのです。これはどういった見込みで上がっているのでしょうか。
- 教育長 池田課長。
- 学校給食課長 これにつきましては、東洋食品さんの給与体系の変更時期がちょうどこの6年度を迎えるに当たって行われるということで、賃金形態が上がるということで、金額が上がっているように聞いています。ですので、その他消耗品等も、値段が上がることを想定をしたり、いろいろなものが加わっているのです、この違いが人件費だけかというところでもないかもしれないの

ですが、ちょっと詳細については、細かくは分からないところがございます。

○委員 もう一つ、かなり長い間のこの見積りなのですが、途中で物価の値上がりとかあることが、突然何か上がってしまうとか、こういった場合どうなるのですか。

○教育長 池田課長。

○学校給食課長 ちなみに消費税については、消費税が上がったときに、変更契約というのを交わします。それ以外の物価がじわじわと上がるとかというのは、ある程度は想定してつくられている提案の金額なので、基本的にはこれから変わらないものとして考えていますが、状況に応じては協議によるというような要綱も盛り込んでおりますので、内容次第では変更の可能性が全くないわけではないと思っております。

○委員 とても変な考えなのですが、逆に物価が下がって物すごい安くなったと。こういった場合、金額が下がった場合も協議があるということなのですか。

○教育長 池田課長。

○学校給食課長 実は今年度、コロナの関係で休業というようなことであって、実際大勢の人が働いて給食を作るというようなことをやらなかったということでは、人件費が要らなかったのではないかというような、そういうこともありました。そういった中で、どのような対応するかって協議をしてきたところなのですが、今回のコロナの休業については、どんどん日にちが先送りになって、随時変更を迫られ、その都度、中ではいろんな作業を変更に変更を重ねながら準備を進めていただいていたということで、特に減額という対応は取りませんでした。そういう意味では、人を確保するために、ある程度の企業としての人件費が必要であったとか、いろいろありましたので、すぐに減額するというのはなかなか厳しいかなというふうには思っています。

○教育長 そのほかございますか。よろしいですか。（「はい」と言う者あり。）ありがとうございます。報告第9号につきまして承認をよろしくお願いいたします。

本日の議事につきましては、終了いたします。

～ その他報告・連絡事項 ～

○教育長 それでは、そのほかの事項に入りたいと思います。

各課から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

引頭課長補佐。

○教育総務課長補佐 来月の日程の確認をさせていただきたいと思います。

まず定例会ですが、4月22日木曜日に開催させていただきたいと思います。

それから、今日、別に1枚ご案内をお配りさせていただいておりますが、4月28日に下松小学校の新校舎がほぼ完成するということで、事前の内覧会を開催したいと思います。お時間に都合がつく方はぜひおいでいただきたいと思います。場所ですが、グラウンドに仮設の駐車場がありますので、車でお越しの方はそちらに止めていただきたいと思います。

それから、毎年度、4月に山口市で委員さんの研修が開催されておりますけれども、今年度は、今現在中止の予定で動いているということですので報告いたします。

以上です。

○教育長 下松小学校もいよいよ校舎が完成ということで、立派なものできていますので、ご都合のつく方はぜひ見学にいただけたらと思います。この日は、市長、副市長、それから、議員さんにも案内をかけていますので。

○委員 この4月28日というのは、もう学校始まっているのではないですか。

○教育長 始まっています。

○委員 これ間に合わないということですか。

○教育長 もともとの予定が4月の終わりの予定だったので、ちょっと中途半端で、本当は学期の終わりがちょうどよかったのですが。

○委員 この普通教室棟だから、クラスがあるわけですね。

○教育長 あります。

- 委員 その間どうするのですか。
- 教育長 いや、子供たちは、今の校舎で勉強しますので。
- 委員 まだ解いていないのか。
- 教育長 ゴールデンウィーク中に移動する予定でございます。だから、子供たちは入っていませんので、空き教室を見てもらうという形になります。併せて、通級のほうの教室もできれば見ていただけたらと思っています。
- 委員 そうしたら、その後移ったらもう解くということですか。
- 教育長 そうです。
- 教育総務課長補佐 11月末で一応全ての工事が完了するようになっていきます。今から校舎が終わりましたら解体、あと外構工事を行います。
- 委員 これはあれですか。出欠は特別に連絡しなくていいのでしょうか。
- 教育総務課長補佐 大丈夫です。もし今分かれば。
- 委員 私は出ます。
- 委員 出る予定です。
- 委員 僕は、すみません、欠席させていただきますけど、個人的に昼休みとか行って、そういうときには、向こうの先生に、校長先生か誰か先生に、教育委員会の誰々でちょっと見させていただきにきましたがというぐらいで行けますか。
- 教育総務課長補佐 委員さんが来られるということであれば、事前に調整させていただければと思います。
- 委員 この日はちょっとでられません。
- 教育長 引頭課長補佐に連絡していただければ調整させていただきますので。
ありがとうございました。それでは、以上で、本日の定例会を終了したいと思います。皆様、お疲れでございました。

午後2時27分終了